

第 9 4 号議案

志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年志木市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

児童福祉法の改正に伴い、規定の整備をしたいので、同法第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の規定により、この案を提出するものである。